

免税軽油 使用の手引き

軽 油 引 取 税

(令和8年4月)

山梨県総合県税事務所

目 次

I	軽油引取税に係る免税制度とは	- 1 -
II	免税軽油の使用に係る手続き	- 5 -
1	新規申請までの流れ	- 5 -
	(1) 免税軽油使用者証（新規）交付申請の相談	
	(2) 免税軽油使用者調査（新規）の実施	
	(3) 免税軽油使用者証（新規）の交付申請	
	(4) 免税証（新規）の交付申請	
2	免税軽油使用者証の申請手続き	- 6 -
	(1) 免税軽油使用者証（新規）の交付申請（単独・共同）	
	(2) 免税軽油使用者証（継続）の交付申請（単独・共同）	
	(3) 免税軽油使用者証書換え申請（単独・共同）	
3	免税証の申請手続き	- 9 -
	(1) 免税証（新規）の交付申請（単独・共同）	
	(2) 免税証（継続）の交付申請（単独・共同）	
	(3) 免税証（追加）の交付申請（単独・共同）	
	(4) 免税証（変更）の交付申請（単独・共同）	
	(5) 免税証の返納	
4	免税軽油使用者証の返納	- 11 -
5	免税軽油の引取り等に係る報告	- 12 -
6	免税軽油使用者調査	- 12 -
III	免税軽油及び免税証の取扱い上の注意	- 13 -
1	免税証の取扱いに係る遵守事項	- 13 -
2	免税軽油の取扱いに係る禁止事項	- 14 -
3	免税軽油の取扱いに係る課税対象事項	- 15 -
	(1) 免税軽油を免税用途以外の用途に消費するとき	
	(2) 免税軽油を他人に譲渡するとき	
IV	申請書等記載例	- 16 -
V	免税軽油に関するお問い合わせ及び申請書受付窓口	- 35 -

※本文中、特にことわりのない限り、
法 ：地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
施行令 ：地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）
施行規則：地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）
を表します。

軽油引取税

軽油引取税は、バス、トラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税される税金です。平成 21 年 4 月 1 日から、道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に移行しています。

軽油を使用する場合は、いかなる用途に使用するかに関わらず、原則として軽油引取税を負担していただいています。

○ 納める者

特約業者、元売業者から軽油を現実に引き取った者。

○ 納める額

1 キロリットルにつき 15,000 円（1 リットルにつき 15 円）

I 軽油引取税に係る免税制度とは

軽油を使用する際に原則として負担する軽油引取税を、特に政策的配慮等の観点から特定の機械の動力源の用途など、法で定められた特定の事業者が特定の用途に使用する軽油については課税を免除することができるという制度です。

この制度を利用しようとする場合は、下記事業及び用途に該当するか否かを総合県税事務所に相談してください。

また、免税対象となる事業者や用途であっても、道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けたナンバープレートをつけている機械は免税の対象となりません。

事業者	免税用途	備考
石油化学製品を製造する 事業を営む者	①石油化学製品製造事業を営む者の事業場において、エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途 ②ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途	
船舶の使用者 （専らレクリエーションの用（業として行うものを除く。）に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）は適用対象外）	船舶の動力源の用途	
自衛隊	自衛隊の使用する通信の用に供する機械の電源、公道を走行しない自動車等の動力源の用途	

事業者	免税用途	備考
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道又は軌道用車両等（日本貨物鉄道株式会社にあっては、駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械を含む。）の動力源の用途	
農業を営む者、委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源	
林業を営む者	製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源	山林用苗木の養成等のための耕うん機も含む
素材生産業を営む者 （立木の伐採及び搬出事業を営む者のうち前年度の素材の生産量が千立方メートル以上の実績を有するもの。）	製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源	
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベルローダ等
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベルローダ、ホイールローダ、バックホー及びブルドーザー
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者 （鉱業法、採石法、砂利採取法の許可を受けて掘採事業を行っている者）	削岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途	削岩機、試すい機、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、スクレーパ、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機（砂利採取車）、サンドポンプ、ショベルローダ、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラックその他これらと類似の機能を有する機械

事業者	免税用途	備考
とび・土工事業を営む者 (建設業法第3条の許可を受け、受注工事の7割以上がとび・土工・コンクリート工事の範囲であること。)	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものを除く。)の動力源の用途	くい打ち機、くい抜き機、ブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホー、ドラグライン、クラムシエル、クローラードリル、アースドリル、クレーンその他これらと類似の機能を有する機械
鉱さいパラス製造業を営む者(中小事業者等に限る。)	鉱さいパラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいパラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源の用途	ブルドーザー、トラクターその他これらに類する機械
港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途	ブルドーザー、モーターグレーダ、スクレーパ、ショベルローダ等
倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベルローダ等
鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において専ら貨物利用運送事業法第2条第6項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第4項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道(軌道を含む。)の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途	フォークリフト、ショベルローダ等
航空運送サービス業(飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業)を営む者	公共の飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途	パッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車、けん引車、トランスポーター、ハイリフト・ローダ、フォークリフト等

事業者	免税用途	備考
廃棄物処理事業を営む者 （地方公共団体、廃棄物処理法により市町村長の一般廃棄物処理業の許可を受けた者、都道府県知事の産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者（中小事業者等に限る。）、市町村長より一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者）	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物処理法施行令第3条第3号口の埋立地）において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途	スクレーパ、ドラグライン、コンパクタホイール・ドーザ、ホイール・ローダ、クローラ・ローダ、トラックその他これらと類似の機能を有する機械
木材加工業を営む者 （一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）	木材加工業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン
木材市場業を営む者 （木材取引のための市場で、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は経営する事業を営む者）	木材市場業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途	フォークリフト、フォークローダ、ショベルローダ、クレーン
堆肥製造業を営む者 （肥料取締法第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業所内で専らパーク堆肥を製造する事業を営む者）	堆肥製造業を営む者の事業場内において、専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途	ショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等
索道事業を営む者	鉄道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途	ゲレンデ整備車、圧雪車 （雪上車、ブルドーザー、バックホー等は免税対象外） 自走式又は固定式降雪機（降雪機に空気を供給するためのコンプレッサー等装置を含む） （投雪機は免税対象外）

【根拠法令】

- ・ 法第144条の6
- ・ 法附則第12条の2の7
- ・ 施行令第43条の6
- ・ 施行令附則第10条の2の2
- ・ 施行規則附則第4条の7

Ⅱ 免税軽油の使用に係る手続き

免税軽油を使用するためには、総合県税事務所で所定の手続きを行い、免税軽油使用者証の交付を受けて、免税軽油使用者となる必要があります。

その上で、さらに所定の手続きを行い、免税証の交付を受ける必要があります。

1 新規申請までの流れ

具体的な手続き方法については、次のとおりです。

(1) 免税軽油使用者証（新規）交付申請の相談

交付申請に先立って、手続きを円滑に進めるため、総合県税事務所に連絡いただきます。事務所担当者から免税制度及び必要な手続きについて説明するとともに、主に次の事項について聞き取りを行い、免税軽油使用者としての適格性を確認しています。

- ① 事業の内容
- ② 使用している機械の種類、用途、使用場所等
- ③ 軽油の使用状況

(2) 免税軽油使用者調査（新規）の実施

(1) を踏まえ、現地での確認が必要な事柄について、訪問しての調査を実施します。

(3) 免税軽油使用者証（新規）の交付申請

(2) の終了後に交付申請を行ってください（P. 6 参照）。

なお、使用開始時期をなるべく早くしたい場合は、調査前に交付申請書を事前審査することもできますのでご相談ください。

(4) 免税証（新規）の交付申請

免税軽油使用者証が交付された後に、申請することができます（P. 9 参照）。

2 免税軽油使用者証の申請手続き

(1) 免税軽油使用者証（新規）の交付申請（単独・共同）

免税軽油を使用するためには、免税軽油使用者となる必要があります。

免税軽油使用者証交付申請書及び申請に必要な書類等を総合県税事務所に提出してください。

免税軽油使用者証（新規）の交付申請は、随時受け付けていますが、交付を希望する月の前月20日（休日の場合は翌日）までに手続きを行うと、希望する月から交付を受けることができます。（申請前の相談等は必要です。P.5 参照）

なお、共同で使用している機械等に免税軽油を使用する場合又は免税軽油の所要数量が少量である場合は、二人以上の使用者が代表者を決めて共同で交付申請をすることができます。

免税軽油使用者証の有効期間は、最長で3年間です（免税軽油使用者証の終期は、3年以内において知事が定める日、または、法律で定められた令和9年3月31日のいずれか早い日までです）。

《申請に必要な書類等》

- ① 免税軽油使用者証交付申請書（第16号の16の2様式）
又は免税軽油使用者証共同交付申請書（第16号の17の2様式）
- ② 誓約書（第16号の18様式）
- ③ 手数料納付済証（400円）
- ④ 免税機械の所有関係を証する書類（固定資産台帳、契約書等の写し）
- ⑤ 免税機械の軸馬力（エンジン定格出力：PS）が確認できる書類（カタログ等）
- ⑥ 使用場所における免税機械の写真（前方、後方、側面、シリアルナンバー、アワーマーターの写真）
- ⑦ 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
- ⑧ 過去の軽油使用の状況が確認できる書類（請求書、納品書等の写し）
- ⑨ 商業登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕の写し（法人の場合）
- ⑩ 認可書及び許可書の写し（鉱物の場合）
- ⑪ 建設業の許可書の写し（とび・土工の場合）
- ⑫ 工事経歴書（とび・土工の場合）
- ⑬ 経営規模等評価結果通知書の写し（とび・土工の場合）
- ⑭ 決算報告書〔決算書〕の写し（とび・土工の場合）
- ⑮ 船舶検査手帳、船舶検査証書の写し（船舶の場合）
- ⑯ その他必要な書類（業種により必要）

※1 共同交付申請の場合、②及び④～⑮については、すべての申請者のものが必要です。

※2 個人の方は、窓口にて本人確認を行いますので、運転免許証等（写しでも可）をご持参ください（共同交付申請の場合は、申請者全員分を確認します）。

(2) 免税軽油使用者証（継続）の交付申請（単独・共同）

免税軽油使用者証の有効期間は、最長で３年間です（免税軽油使用者証の終期は、３年以内において知事が定める日、または、法律で定められた令和９年３月３１日のいずれか早い日までです）。

その後も継続して免税軽油使用者となる場合は、免税軽油使用者証の交付を再度受ける必要があります。

本県では、有効期間の終了前に、全ての免税軽油使用者に案内を送付していますので、それに従って次の申請書等を提出してください。

《申請に必要な書類等》

- ① 免税軽油使用者証交付申請書（第１６号の１６の２様式）
又は免税軽油使用者証共同交付申請書（第１６号の１７の２様式）
- ② 誓約書（第１６号の１８様式）
- ③ 手数料納付済証（４００円）
- ④ 免税軽油使用者証（旧）
- ⑤ 免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書
- ⑥ 商業登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕の写し（法人の場合）
- ⑦ 認可書及び許可書の写し（鉱物の場合）
- ⑧ 建設業の許可書の写し（とび・土工の場合）
- ⑨ 工事経歴書（とび・土工の場合）
- ⑩ 経営規模等評価結果通知書の写し（とび・土工の場合）
- ⑪ 決算報告書〔決算書〕の写し（とび・土工の場合）
- ⑫ 船舶検査手帳、船舶検査証書の写し（船舶の場合）
- ⑬ その他必要な書類（業種により必要）

（免税機械を変更する場合）

- ⑭ 免税機械の所有関係を証する書類（固定資産台帳、契約書等の写し）
- ⑮ 免税機械の軸馬力（エンジン定格出力：PS）が確認できる書類（カタログ等）
- ⑯ 使用場所における免税機械の写真（前方、後方、側面、シリアルナンバー、アワーマーターの写真）

※１ 共同交付申請の場合、②及び⑤～⑯については、すべての申請者のものが必要です。

※２ 個人の方は、窓口にて本人確認を行いますので、運転免許証等（写しでも可）をご持参ください（共同交付申請の場合は、申請者全員分を確認します）。

(3) 免税軽油使用者証書換え申請（単独・共同）

既に交付されている免税軽油使用者証の記載内容である住所、氏名の変更及び免税機械の追加・廃止等をする場合は、免税軽油使用者証書換え申請の手続きが必要です。

《書換えに必要な書類等》

- ① 免税軽油使用者証書換え申請書（第 9 2 号様式）
- ② 手数料納付済証（4 0 0 円）
- ③ 免税軽油使用者証
- ④ 免税機械の所有関係を証する書類（固定資産台帳、契約書等の写し）
- ⑤ 免税機械の軸馬力（エンジン定格出力：PS）が確認できる書類（カタログ等）
- ⑥ 使用場所における免税機械の写真（前方、後方、側面、シリアルナンバー、アワーマーターの写真）

免税軽油使用者証書換え申請手続きは、随時受け付けています。免税軽油使用者証の書換え完了前に、追加の申請をした機械に免税軽油を使用しないでください。

原則、軽油引取税課窓口での手続きをお願いします。

※郵送での手続きも選択できますが、対応できない場合もありますので、郵送を希望する方は必ず事前に電話等でご相談ください。

3 免税証の申請手続き

(1) 免税証（新規）の交付申請（単独・共同）

免税軽油を実際に使用する場合は、軽油販売業者から免税軽油を購入するため、免税証の交付を受ける必要があります。

免税証（新規）の交付申請手続きは、免税軽油使用者証交付後に行うことができますので、次の申請書等を提出してください。

申請書等を審査の上、交付数量を算定し、免税証を交付します（申請量どおり交付できない場合もあります）。

なお、免税証の有効期間の限度は、業種により定められています。

【免税証の有効期間の限度】

鉱物の掘採事業	3ヶ月
とび・土工事業	工事期間（3ヶ月以内）
農業	1年
その他	6ヶ月

《申請に必要な書類等》

- ① 免税証交付申請書（第16号の21様式）
- ② 共同申請明細書（第16号の22様式）（共同申請の場合）
- ③ 免税軽油使用車両及び機械別燃料計算書（共同申請の場合は申請者すべての分）
- ④ 免税軽油使用者証

【免税証の種類】

免税証には、1リットル、5リットル、10リットル、18リットル、20リットル、50リットル、100リットル、200リットル、500リットル、1000リットル、5000リットル、10000リットルの計12種類があります。

(2) 免税証（継続）の交付申請（単独・共同）

免税軽油を継続して使用するための手続きです。

免税証の交付を受けようとする月の前月20日（休日の場合は翌日）までに次の申請書等を提出してください。

《申請に必要な書類等》

- ① 免税証交付申請書（第16号の21様式）
- ② 共同申請明細書（第16号の22様式）（共同申請の場合）
- ③ 免税軽油使用車両及び機械別燃料計算書（共同申請の場合は申請者すべての分）
- ④ 免税軽油使用者証

(3) 免税証（追加）の交付申請（単独・共同）

交付申請時に見込んだ数量よりも多く免税軽油が必要となり、不足が生じる場合には、追加する免税証の数量とその必要が生じた理由を明らかにすることにより、当初交付を受けた免税証の有効期間内において必要な免税軽油の数量に応じて追加交付を受けることができます。

免税証の有効期限の20日前（休日の場合は翌日）までに次の申請書等を提出してください。

《申請に必要な書類等》

- ① 免税証交付申請書（第16号の21様式）
- ② 免税証追加交付申請量内訳書
- ③ 前月分までの報告に必要な書類（P.12 参照）
- ④ 共同申請明細書（第16号の22様式）（共同申請の場合）
- ⑤ 免税軽油使用者証

(4) 免税証（変更）の交付申請（単独・共同）

軽油を購入する販売店を変更したい場合や、交付されている免税証の各券種の内訳を変更したい場合、当初交付を受けた免税証の有効期間内において必要な免税軽油の数量に応じて免税証の変更を行うことができます。

免税証の有効期間内に県税事務所まで手続きについて相談してください。

(5) 免税証の返納

有効期間が過ぎた未使用の免税証は使用することはできません。
すみやかに返納してください。

《返納に必要な書類等》

- ① 免税証返納書（第93号様式の2）
- ② 未使用の免税証

原則、軽油引取税課窓口での手続きをお願いします。

※郵送での手続きも選択できますが、対応できない場合もありますので、郵送を希望する方は必ず事前に電話等でご相談ください。

4 免税軽油使用者証の返納

免税軽油使用者として免税軽油を使用する必要がなくなった場合又は免税軽油使用者証の有効期間が満了した場合は、免税軽油使用者証及び免税証を返納してください。

必要な手続きについては、総合県税事務所へ相談してください。

- ※ 地方税に関する法令の規定に違反したとき、その他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、総合県税事務所長は免税軽油使用者に対して「免税軽油使用者証」及び「免税証」の返納を命じることがあります（法第144条の2第4項）。

原則、軽油引取税課窓口での手続きをお願いします。

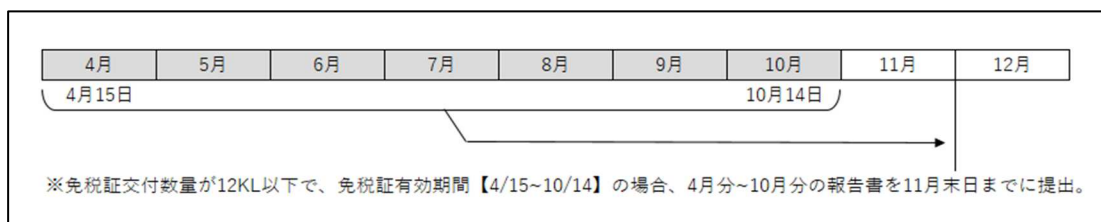
- ※郵送での手続きも選択できますが、対応できない場合もありますので、郵送を希望する方は必ず事前に電話等でご相談ください。

5 免税軽油の引取り等に係る報告

法により、県への免税軽油の引取り等に係る報告が義務づけられています。（法第144条の27）

免税軽油の購入や使用状況などのその月の内容を免税軽油の引取り等に係る報告書（第16号の30様式）により翌月末までに総合県税事務所に提出してください。

なお、免税証交付量が12キロリットル以下の場合は、免税証の有効期限の翌月末が報告書の提出期限となっています（下図参照）。



《報告に必要な書類》

- ① 免税軽油の引取り等に係る報告書（第16号の30様式）
- ② 免税軽油使用内訳書
- ③ 課税軽油使用内訳書
- ④ 稼働日報（免税、免税以外の軽油機械・車両すべてのもの）
- ⑤ 免税軽油引取数量報告書（販売業者の証明）
- ⑥ その他必要書類（①～⑤以外でも、報告内容の確認のため、提出を求める場合があります。）

※1 提出した報告書類の根拠となる書類は必ず保管し（7年以上）、総合県税事務所の調査に応じられるようにしてください。

- （例）① 給油簿等の給油記録
② 作業日報等の作業記録
③ 免税軽油販売業者からの納品書・請求書

※2 免税軽油を保有している限り、報告書の提出が必要となります。（免税軽油使用者証を返納後も同様です。）

また、免税証を保有している場合は、購入・使用等がなくても、報告書の提出が必要となります。

※3 報告書を提出しないときは、新たに免税証の交付を受けることができません。

6 免税軽油使用者調査

免税軽油使用者に対し、免税軽油の使用状況及び使用実績の管理状況等の確認を行うため調査を実施しますので、調査への協力をお願いします。

Ⅲ 免税軽油及び免税証の取扱い上の注意

1 免税証の取扱いに係る遵守事項

免税証の取扱いにあたっては、次の事項を遵守してください。

- ①免税証に記載された販売業者から、免税証の有効期間内に免税軽油を購入すること。※1
- ②免税証の裏面には引取年月日、住所、業種、氏名又は名称を記載すること。
- ③免税証は、免税軽油の引取り時に渡すこと。※2
- ④免税証は、販売業者等に預けず、免税軽油使用者が鍵のかかる場所に保管するなど、責任をもって管理すること。
- ⑤有効期限の過ぎた免税証は無効になるため、速やかに総合県税事務所に返納すること。

〈 免 税 証 裏 面 〉 《 記 載 例 》

販売業者の氏名又は名称 _____	
上記販売業者から免税軽油の引取を行いました。	
令和 2 年 12 月 10 日	
住 所	富山市石和町広瀬 785
業種名及び氏名印	林業 総合県税林業(株)

注 意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

※1 ただし、船舶の使用者が免税証に記載された販売業者の所在地以外の場所で軽油の引取りを行う必要が生じたことや、その他やむを得ない理由（軽油を必要とするときにたまたま希望した販売業者が軽油を所有していなかった等）がある場合には、免税証の裏面上部の「販売業者の氏名又は名称」の欄に販売業者名を記入することで、他の販売業者から免税軽油を引き取ることができます。

※2 ただし、当該免税証がいずれの免税軽油の引取りに対応するか明らかであり、当該免税証に係る特別徴収義務者の申告手続きに支障がないと認められる場合は、代金決済時（月の精算時等）に免税証を渡すことが可能です。その場合、免税証の引取年月日は引取月の最終日または各引取を行った日を記載してください。

免税軽油及び免税証の取扱いについて疑義が生じた場合は、総合県税事務所に相談してください。

2 免税軽油の取扱いに係る禁止事項

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。

なお、法人の従業者等がその法人の業務に関して違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑を科すことになります。

(法第144条の22第2項、第144条の25第3項、第144条の26第3項、第144条の28第2項、第144条の41第7項)

- ① 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者
(10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科)
【法第144条の22第1項】
- ② 免税証を他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けた者
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
【法第144条の25第1項】
- ③ 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者
(10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科)
【法第144条の25第2項】
- ④ 知事(県税事務所長)の承認を受けずに免税軽油の譲渡を行った者、
又は譲り受けた者
(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
【法第144条の26第1項、第2項】
- ⑤ 免税軽油の引取り等に係る報告の義務に違反して免税軽油の引取り
等に係る報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
【法第144条の28第1項】
- ⑥ 偽りその他不正の行為によって、免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途
外消費に係る軽油引取税を脱税した者
(10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科(な
お、脱税額が1000万円を超える場合は、情状により、脱税額に相当
する額以下の額とすることができる。))
【法第144条の41第2項、第4項】
- ⑦ 免税軽油の譲渡又は免税軽油の用途外の消費に係る申告書を提出期限
までに提出しないことによって軽油引取税を脱税した者
(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科(な
お、脱税額が500万円を超える場合は、情状により、脱税額に相当する額
以下の額とすることができる。))
【法第144条の41第5項、第6項】

3 免税軽油の取扱いに係る課税対象事項

次の場合は課税対象となり、届出、申告、納税が必要ですので、事前に軽油引取税課までご相談ください。

(1) 免税軽油を免税用途以外の用途に消費するとき

免税使用者証に記載されている免税機械・車両の用途以外に免税軽油を消費した場合、消費した日から30日以内に軽油引取税納付申告書（第16号の12様式）の提出及び納税が必要となります。

（機械の追加等が生じたときに、免税軽油使用者証の書換え手続きを行わないまま免税軽油を消費した場合も課税対象となります。）

(2) 免税軽油を他人に譲渡するとき

免税軽油を他者に譲渡する場合、譲渡する日以前に免税軽油譲渡届出書（第16号の15様式）を提出し、知事の承認を受ける必要があります。

さらに、譲渡した日から30日以内に軽油引取税納付申告書（第16号の12様式）の提出及び納税が必要となります。

（事業の休止、機械の廃止等に伴い免税軽油を譲渡する場合も課税対象となります。）

※ 免税軽油及び免税証の適正な使用をお願いします。

《 記載例 》

受付印	※処理事項	審査	交付			証の番号
						第 号
	年 月 日まで有効					
○年○月○日 総合県税事務所長 殿		免税軽油使用者証交付申請書				
住所又は事務所若しくは事業所所在地		甲府市丸の内1-△-○				
業 種		鉱物の掘採事業				
氏 名 又 は 名 称		総合県税(株) 代表取締役 山 梨 太 郎				
この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号		山 梨 花 子 (電話番号 0 5 5 - 1 2 3 - 4 5 6 7)				
機械・車両又は設備の明細	所 在 地	北杜市 ○○	北杜市 ○○	北杜市 ○○	北杜市 ○○	
	名 称	No. 1 パワーショベル1	No. 2 パワーショベル2	No. 3 ホイールローダー	No. 4 タンクカー	No.
	所有者の氏名又は名称	総合県税(株)	総合県税(株)	ABリース(株)	ABリース(株)	
	型 式	□□ EX○○-1	△△ CA○○○	○○ WA△△-△	×× FS○○B	
	軸 馬 力	420	130	220	330	
	燃 焼 方 式					
	台 数	1	1	1	1	
用 途		掘採	掘採	積込	運搬	
年 間 見 込 所 要 量		7, 5 0 0 リットル	7, 5 0 0 リットル	9, 6 0 0 リットル	5, 4 0 0 リットル	リットル
年間見込所要数量合計		3 0, 0 0 0 リットル				

第十六号の十六の二様式

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者においては記載することを要しないこと。
- この申請に応答する係については、機械、車両、又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

《記載例》

第16号の18様式（用紙日本工業規格A4）（第8条関係）

誓 約 書

私

は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのい
私 共

ずれにも該当しない者であることを誓約します。

○年○月○日

山梨県総合県税事務所長 殿

氏名又は名称 **総合県税(株)**

代表取締役 山 梨 太 郎

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

《記載例》

免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書

- 1 免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに報告書に必要書類を添付し提出しなければならない。
- 2 有効期間を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、速やかに返納しなければならない。
- 3 免税証を他人に譲り渡してはならない。
- 4 免税証を他人から譲り受けてはならない。
- 5 免税軽油を総合県税事務所長の承認を受けることなく、他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。
- 6 免税軽油を免税用途以外に使用した場合、又は他人に譲渡（無償を含む）した場合（登録免税機械の売却、貸与、返却等の際に燃料タンク内に免税軽油が残っている場合を含む）は、使用又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。
- 7 免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合（例：免税機械の新規購入、更新、廃止等）は、直ちに、免税軽油使用者証書換え申請書を提出しなければならない。
- 8 免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。
- 9 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は、当該法人の役員を含む）、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

【根拠】地方税法第144条の3、第144条の18、第144条の21、
第144条の22、第144条の24～28、地方税法施行令第43条の15

上記の内容について確認しました。

上記1～6に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解したうえで、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けます。また、上記6に該当する場合は、軽油引取税を申告納付します。

山梨県総合県税事務所長 殿

○年 ○月 ○日

免税軽油使用者番号 第 号

氏名又は名称 総合県税(株)
代表取締役 山梨太郎 印

住所又は所在地 甲府市丸の内1-△-○

《記載例》

受付印	※処理事項	審査	交付			証の番号			
						第 号			
		年 月 日まで有効							
○年○月○日 山梨県総合県税事務所長 殿		免税軽油使用者証共同交付申請書							
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地		業種	代表者の氏名又は名称		この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号				
甲府市飯田〇〇-1		鉱物の採掘事業	(有)県税 県 税 次 郎		県 税 次 郎 (電話 055-987-6543)				
免税軽油使用者		機械、車両又は設備の明細					用途	年間見込 所要数量	
住所又は事務所若しくは事業所所在地	氏名又は名称	所在地	名称	型式	軸馬力	燃焼方式			台数
甲府市飯田〇〇-1	(有)県税	同左	No 1 パワーショベル	〇〇 -F5	120		1	掘削	3,500 リットル
甲府市飯田△△-1	(有)総税	同左	No 2 パワーショベル	〇〇 -F5	120		1	掘削	2,000 リットル
			No						リットル
			No						リットル
			No						リットル
			No						リットル
年間見込所要数量合計		5,500 リットル							

第十六号の十七の二様式

第16号の17の2様式記載要領

- この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者においては記載することを要しないこと。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者が所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合には、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に()書するとともに、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

備考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

《 記載例 》

第92号様式(第46条関係)

免税軽油使用者証書換え申請書					
○年○月○日 山梨県総合県税事務所長 殿 住所(所在地) 甲府市丸の内1-△-○ 氏名(名称) 総合県税(株) 代表取締役 山梨太郎 印 山梨県県税条例第113条の6第4項の規定により、次のとおり免税軽油使用者証の書換えを申請します。					
事務所又は事業所所在地		甲府市丸の内1-△-○			
業 種 名		鉱物の掘採事業			
免税軽油使用者証の番号		00123			
区 分		新		旧	
機械・車輛又は設備の明細	所 在 地	北杜市○○		北杜市○○	
	名 称	No. 1 ハ [°] ワ-ジョヘル3	No.	No. 1 ハ [°] ワ-ジョヘル1	No.
	所有者の氏名又は名称	総合県税(株)		総合県税(株)	
	型 式	□□ EX○○-5		□□ EX○○-1	
	軸 馬 力	450		420	
	燃 焼 方 式				
	台 数	1		1	
	用 途	掘採		掘採	
年 間 見 込 所 要 数 量		7,500 リットル	リットル	7,500 リットル	リットル
書 換 え の 理 由		古くなったので買い換え			

《記載例》〈単独〉

 ○年○月○日 山梨県総合県税事務所長 殿	※処 理 事 項	審 査	承 認		交 付	
				リットル		
	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地		甲府市丸の内1-△-○			
	業 種		鉱物の掘採事業			
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)		第00123号 総合県税(株)代表取締役 山梨太郎			
	この申請に応答する係 及び氏名並びに電話番号		山 梨 花 子 (電話055-123-4567)			
免 税 証 交 付 申 請 書						
機 械、車両 又 は 設 備 名 (番 号)	No.1 ハ [°] ワ-シヨベ [°] ル1	No.2 ハ [°] ワ-シヨベ [°] ル2	No.3 ホイ-ルロータ [°]			
	No.4 タ [°] ンフ [°] カー	No.	No.			
所 要 数 量 合 計	リットル 8,000	所 要 数 量 計 算 期 間		○年 7 月 1 日から ○年 9 月 30 日まで		
希望する販売業者名及び所在地		免税証の種類	枚 数	数 量	※処理事項	
甲府市丸の内1-□-△ 県税SS		1,000リットル券	6	6,000 リットル		
		100	20	2,000		
		計	26	8,000		
参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうち使用量		(ア)-(イ)	
	計 算 期 間	数 量 (ア)	期 間	数 量 (イ)		
	○年4月 1 日から ○年6月30日まで	リットル 8,000	○年4月 1 日から ○年5月31日まで	リットル 5,200	リットル 2,800	
考	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油 の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称(船舶・軌道等のみ)				数 量	
					リットル	

第十六号の二十一様式

第16号の21様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者においては記載することを要しないこと。
- 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみ記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。

免税軽油使用車両及び機械別燃料計算書

免税軽油使用者名 総合県税(株)

用途	車両又は機械名	製造会社名 型式	馬力	申請数量					※承認数量				備考
				1時間当たり 消費量(注2)	1日実稼働 時間(注2)	1ヶ月稼働 日数	1ヶ月軽油 使用量	申請対象期間に おける稼働日数	1時間当たり 消費量	1日実稼働 時間	1ヶ月稼働 日数	1ヶ月軽油 使用量	
掘採	No.1 パワーショベル1	□□ EX○○-1	420	30	4	6	720	18					
掘採	No.2 パワーショベル2	△△ CA○○○	130	16	5	8	640	24					
積込	No.3 ホイールローダー	○○ WA△△-△	220	28	4	8	896	24					
運搬	No.4 ダンプカー	×× FS○○B	330	1.5	50km	6	450	18					
合 計							2,706	3ヶ月分申請数量 8,000 リットル					ヶ月分承認数量 リットル

《記載例》

注1) 免税証交付申請書に添付してください。(共同申請明細書を提出する場合、各人ごとに作成してください。)

注2) 免税軽油の引取り等に係る報告書を距離により行っている免税車両については、「1時間当たり消費量」を「1キロメートル当たり消費量」に、「1日実稼働時間」を「1日実走行距離」に読み替えて記入の上計算してください。

※欄は記入しないでください。

《記載例》〈共同〉

 ○年○月○日 山梨県総合県税事務所長 殿	※ 処 理 事 項	審 査	承 認		交 付	
				リットル		
	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地		甲府市飯田〇〇－１			
	業 種		鉱物の掘採事業			
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)		第 0012 号 (有)県税 外 1 社			
	この申請に应答する係 及び氏名並びに電話番号		(有)県税 県税次郎 (電話055-987-6543)			
免 税 証 交 付 申 請 書						
機 械、車 輛 又 は 設 備 名 (番 号)	No.1	ハﾟワ-ｼﾞｮﾍﾞﾙ		No.2	ハﾟワ-ｼﾞｮﾍﾞﾙ	
	No.			No.		
所 要 数 量 合 計	リットル 1,375	所 要 数 量 計 算 期 間			○年 7 月 1 日から ○年 9 月 30 日まで	
希望する販売業者名及び所在地		免税証の種類	枚 数	数 量	※処理事項	
甲府市丸の内 1－△－△ 県税 S S		100リットル券	13	1,300 リットル		
		10	7	70		
		1	5	5		
		計	25	1,375		
参 考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうち使用量		(ア)－(イ)	
	計 算 期 間	数 量 (ア)	期 間	数 量 (イ)		
	○年 4 月 1 日から	リットル	○年 4 月 1 日から	リットル	リットル	
	○年 6 月 30 日まで	1,375	○年 5 月 31 日まで	900	475	
前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称(船舶・軌道等のみ)					数 量	
					リットル	

第16号の21様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者においては記載することを要しないこと。
- 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみ記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」)を提出する場合は各個人ごとの計算書を必ず添付すること。

《 記載例 》

第十六号の二十二様式

共同申請明細書								
使用者の氏名	免税軽油使用者証の番号	使用者の住所	動力機関の型式	所有者の氏名	軸馬力	動力機関を使用する機械名	所要数量	所要数量 計算期間
代表者 (有)県税	0012	甲府市 飯田 〇〇-1	〇〇 - F 5	(有)県税	120	パワーショベル	8 7 5 リットル	〇.7.1～ 〇.9.30
(有)総税	0012	甲府市 飯田 △△-1	〇〇 - F 5	(有)県税	120	パワーショベル	5 0 0	〇.7.1～ 〇.9.30
計								

《記載例》

第93号様式の2

免 税 証 返 納 書						
○ 年 ○ 月 ○ 日 山梨県総合県税事務所長 殿 住所(所在地) 甲府市丸の内1-△-○ 氏名(名 称) 総合県税(株) 代表取締役 山梨太郎 印 山梨県県税条例第113条の7第8項において準用する同条例第113条の6第5項後段の規定により、次のとおり免税証を返納します。						
種 類	交 付		使 用		返 納	
	枚数	業種の略称 及び番号	枚数	業種の略称 及び番号	枚数	業種の略称 及び番号
1,000 リットル券	6	6001254 ～6001259	5	6001254 ～6001258	1	6001259
100 リットル券	20	6001234 ～6001253	18	6001234 ～6001251	2	6001252 ～6001253
リットル券						
リットル券						
リットル券						

合 計	枚 数	26 枚	23 枚	3 枚
	数 量 (円)	8,000 円	6,800 円	1,200 円

《記載例》

第十六号の三十様式

受付印 ○ 年 ○ 月 ○ 日 山梨県総合県税事務所長 殿		免税軽油使用者の住所 又は事務所若しくは 事業所所在地		甲府市丸の内1-△-○		
		免税軽油使用者の氏名 又は名称		総合県税(株) 代表取締役 山梨太郎		
		業 種		鉱物の掘採事業		
		免税軽油使用者証の番号		第 00123 号		
		この報告に回答する係 及び氏名並びに電話番号		山 梨 花 子 (電話 055-123-4567)		
免税軽油の引取り等に係る報告書						
報告対象期間		○ 年 5 月 1 日 から ○ 年 5 月 3 1 日まで				
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った 販売業者の事務所又は事業 所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業 者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ℓ)			種類	枚数	免税証の記号及び番号
○、5、1 (○、6、9)	1,400	甲府市丸の内1-□-△ 県税SS ()		1,000 リットル券	1 枚	6001256
				100	4	6001238~6001241
○、5、22、 (○、6、9)	1,400	甲府市丸の内1-□-△ 県税SS ()		1,000	1	6001257
				100	4	6001242~6001245
()		()				
()		()				
()		()				
()		()				
()		()				
()		()				
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量 (イ)					520 リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計 (ウ)					2,800 リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計 (エ)					2,430 リットル	
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量 (オ)					0 リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(イ)+(ウ)-(エ)-(オ) (カ)					890 リットル	

免税軽油の使用に関する事実及びその数量（使用の事実及びその数量）	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No. 1 パワーショベル1	北杜市〇〇	630 ^{リットル}	22 ^日	113 ^{時間}
	No. 2 パワーショベル2	北杜市〇〇	550	22	93
	No. 3 ホイローダー	北杜市〇〇	770	22	70
	No. 4 タンクカー	北杜市〇〇	480	22	427 ^{Km}
	No.				
	No.				
合 計			2,430		
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	1000 リットル券	2 枚	100 リットル券	8 枚	

第16号の30様式記載要領

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を下段に括弧書きで記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。（船舶・軌道等のみ）
- 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ロ）」欄には、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」の「合計」数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量（エ）」欄の数量は「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類その他道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに対して販売業者に提出した免税証の明細」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。

《記載例》

免 税 軽 油 使 用 内 訳 書

○ 年 5 月分

免税軽油使用者名 総合県税(株)

区分 日付	前月より 繰り越し (A) 520 L 購入 数 量	免 税 軽 油 使 用 機 械 、 車 輛 、 設 備												給油量 合 計
		No.1		No.2		No.3		No.4		No.		No.		
		ハ°ワ-シヨベル1		ハ°ワ-シヨベル2		ホイ-ルロータ°		タ°ンプカー						
		給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	
1	1,400	70 L	6:00	80 L	4:00	150 L	4:00	100 L	27 Km	L	:	L	:	400
2			6:00		6:00		5:00		18					
3														
4														
5														
6														
7														
8		80	6:00	70	4:00	100	3:00		18					250
9			6:00		4:00									
10			4:00		4:00		4:00		33					
11		90	6:00		3:00	70	2:00	100	11					260
12			6:00		3:00		3:00		14					
13														
14														
15		80	6:00	100	4:00	50	4:00		13					230
16			6:00		4:00		3:00		14					
17		80	6:00		4:00		2:00		22					80
18			5:00		4:00		2:00		20					
19			6:00		4:00		4:00		12					
20		80	3:00	100	4:00	150	3:00	100	21					430
21														
22	1,400		6:00		6:00		3:00		28					
23			6:00		4:00		2:00		10					
24			4:00		4:00		2:00		17					
25		100	6:00	100	6:00	100	4:00	80	38					380
26			6:00		4:00		5:00		17					
27			3:00		5:00		5:00		20					
28														
29			4:00		3:00		2:00		20					
30		50	3:00	100	3:00	150	4:00	100	33					400
31			3:00		6:00		4:00		17					
計 (B)	2,800 L	630 L	113:00	550 L	93:00	770 L	70:00	480 L	427 Km	L		L		2,430L
機械ごとの残量														
機械ごとの使用量		630 L		550 L		770 L		480 L		L		L		(C) 2,430L
月初アワーメーター		1263.0		792.0		927.0		127537.0						
月末アワーメーター		1376.0		885.0		997.0		127964.0						

月末保有量		(A)+(B)-(C)	(D)	890 L
-------	--	-------------	-----	-------

※ 免税機械に総距離メーターが設置されている場合、稼働時間の欄は走行距離数値を記入し、
月初（月末）アワーメーター欄には、走行距離メーター数値を記入してください。

※ この内訳書は、「免税軽油の引取り等に係る報告書」に添付してください。

《記載例》

(免税機械 等)

N o 1 パワーショベル 1

稼働日報 5 月分

日	アワーメーター		稼働時間	給油量	給油方法 (記号)	作業内容 (具体的に)	記入者
	開始時	終了時					
1	1263	1269	6	70	2	掘採	佐藤
2		1275	6			掘採	佐藤
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
8		1281	6	80	2	掘採	佐藤
9		1287	6			掘採	佐藤
10		1291	4			掘採	佐藤
11		1297	6	90	2	掘採	佐藤
12		1303	6			掘採	佐藤
⑬							
⑭							
15		1309	6	80	2	掘採	佐藤
16		1315	6			掘採	佐藤
17		1321	6	80	2	掘採	佐藤
18		1326	5			掘採	佐藤
19		1332	6			掘採	佐藤
20		1335	3	80	2	掘採	佐藤
⑳							
22		1341	6			掘採	佐藤
23		1347	6			掘採	佐藤
24		1351	4			掘採	佐藤
25		1357	6	100	2	掘採	佐藤
26		1363	6			掘採	佐藤
27		1366	3			掘採	佐藤
㉑							
29		1370	4			掘採	佐藤
30		1373	3	50	2	掘採	佐藤
31		1376	3			掘採	佐藤

※給油方法 記号

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 軽油販売業者ローリーから直接給油 | 3 自社ローリーから給油 |
| 2 自社貯蔵施設から給油 | 4 その他 |

《 記載例 》

(免税車輛)

N o 4	ダンプカー
-------	-------

稼働日報 5 月分

日	積算距離メーター		走行距離	給油量	給油方法 (記号)	作業内容 (具体的に)	記入者
	開始時	終了時					
1	127537	127564	27	100	2	運搬	鈴木
2	127564	127582	18			運搬	鈴木
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
8	127582	127604	22			運搬	鈴木
9							鈴木
10	127604	127637	33			運搬	鈴木
11	127637	127648	11	100	2	運搬	鈴木
12	127648	127662	14			運搬	鈴木
⑬							
⑭							
15	127662	127675	13			運搬	鈴木
16	127675	127689	14			運搬	鈴木
17	127689	127711	22			運搬	鈴木
18	127711	127731	20			運搬	鈴木
19	127731	127743	12			運搬	鈴木
20	127743	127764	21	100	2	運搬	鈴木
⑳							
22	127764	127792	28			運搬	鈴木
23	127792	127802	10			運搬	鈴木
24	127802	127819	17			運搬	鈴木
25	127819	127857	38	80	2	運搬	鈴木
26	127857	127874	17			運搬	鈴木
27	127874	127894	20			運搬	鈴木
㉑							
29	127894	127914	20			運搬	鈴木
30	127914	127947	33	100	2	運搬	鈴木
31	127947	127964	17			運搬	鈴木

※給油方法 記号

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 軽油販売業者ローリーから直接給油 | 3 自社ローリーから給油 |
| 2 自社貯蔵施設から給油 | 4 その他 |

《記載例》

課 税 軽 油 使 用 内 訳 書

○ 年 5 月分

免税軽油使用者名 **総令県税(株)**

区分 日付	前月より 繰り越し (A)	課 税 軽 油 使 用 機 械 、 車 輛 、 設 備												給油量 合 計		
		No.1		No.2		No.3		No.		No.		No.				
		タンクカー		ミニコンボ		パワーショベル										
		購入 数	入 量	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	給油量	稼働時間	
1				90 L	200.0km	L	:	L	:	L	:	L	:	L	:	90
2																
③				130	280.0			82	6:00							212
④																
⑤																
⑥																
⑦																
8				180	360.0				2:00							180
9				190	370.0											190
10																
11				200	405.0											200
12								35	4:00							5
⑬																
⑭																
15																
16				150	310.5											150
17						50	8:00									50
18				210	490.8		7:00		1:00							210
19									2:00							
20								65	3:00							65
⑳																
22				140	300.0		3:00									140
23																
24				160	320.0											160
25																
26				130	298.0				2:00							130
27								48	2:00							48
㉑																
29				120	236.0											120
30																
31																
計 (B)	L	1,700 L	3570.3km	50 L	18:00	230 L	22:00	L		L		L		L		1,980L
機械ごとの残量																
機械ごとの使用量		1,700 L		50 L		230 L		L		L		L		(C) 1,980L		
月初アワーメーター		12500.0		2253.0		5431.7										
月末アワーメーター		16070.3		2271.0		5453.7										

月末保有量 (A)+(B)-(C) (D)

※ 免税機械に総距離メーターが設置されている場合、稼働時間の欄は走行距離数値を記入し、月初（月末）アワーメーター欄には、走行距離メーター数値を記入してください。

※ この内訳書は、「免税軽油の引取り等に係る報告書」に添付してください。

《記載例》

(課税車輜)

No1 ダンプカー

稼働・給油日報

5 月分

[illegible]

※給油方法 記号

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 軽油販売業者ローリーから直接給油 | 3 自社ローリーから給油 |
| 2 自社貯蔵施設から給油 | 4 その他 |
| | 5 スタンドでの直接給油 |

《 記載例 》

(課税機械)

N o 2 ミニユンボ

稼働日報 5 月分

日	アワーメーター		稼働時間	給油量	給油方法 (記号)	作業内容 (具体的に)	記入者
	開始時	終了時					
1							
2							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
8							
9							
10							
11							
12							
⑬							
⑭							
15							
16							
17	2253	2261	8	50	1	掘採	田中
18	2261	2268	7			掘採	田中
19							
20							
⑳							
22	2248	2271	3			掘採	田中
23							
24							
25							
26							
27							
㉑							
29							
30							
31							

※給油方法 記号

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1 軽油販売業者ローリーから直接給油 | 3 自社ローリーから給油 |
| 2 自社貯蔵施設から給油 | 4 その他 |

《記載例》

免 税 軽 油 引 取 数 量 報 告 書

総合県税事務所長 殿

住所 甲府市丸の内 1-△-○
免税軽油使用者 氏名 総合県税(株)
代表取締役 山梨太郎

○年 5 月から ○年 5 月分を下記のとおり報告します。

5 月	月	月	月	月	月
1	1,400	1	1	1	1
2		2	2	2	2
3		3	3	3	3
4		4	4	4	4
5		5	5	5	5
6		6	6	6	6
7		7	7	7	7
8		8	8	8	8
9		9	9	9	9
10		10	10	10	10
11		11	11	11	11
12		12	12	12	12
13		13	13	13	13
14		14	14	14	14
15		15	15	15	15
16		16	16	16	16
17		17	17	17	17
18		18	18	18	18
19		19	19	19	19
20		20	20	20	20
21		21	21	21	21
22	1,400	22	22	22	22
23		23	23	23	23
24		24	24	24	24
25		25	25	25	25
26		26	26	26	26
27		27	27	27	27
28		28	28	28	28
29		29	29	29	29
30		30	30	30	30
31		31	31	31	31
計	2,800	計	計	計	計

上記のとおり免税軽油を引き渡したことを証明します。

○年○月○日

所在地 甲府市丸の内 1-□-△
免税軽油販売業者 業者名 県税 S S



V 免税軽油に関するお問い合わせ及び申請書受付窓口

〒406-8601

山梨県笛吹市石和町広瀬785

東八代合同庁舎

山梨県総合県税事務所 課税・管理部 軽油引取税課

TEL 055-261-9114

FAX 055-261-9127

メール kenzei-cb@pref.yamanashi.lg.jp

なお、各種申請以外の書類の提出については富士・東部地域県民センターでも受け付けます。

〒402-0054

山梨県都留市田原2-13-43

南都留合同庁舎1F

山梨県富士・東部地域県民センター 総合窓口

TEL 0554-45-7839

FAX 0554-45-7829

<参考>

各種様式は、山梨県のホームページからダウンロードできます。

○URL

https://www.pref.yamanashi.jp/kenzei-cb/kenzei_keiyu_youshiki.html

もしくは

「山梨県 免税軽油 様式」で検索